

二十四 第46条の2 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係

改 正 後	改 正 前
(障害者として取り扱うことができる者) 46の2 - 1措置法第46条の2第3項第1号.....	(障害者として取り扱うことができる者) 46の2 - 1措置法第46条の2第2項第1号.....

二十五 第46条の3 (農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)</p> <p>46の3 - 7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 法第51条第1項に規定する特定出資又は措置法第66条第1項に規定する <u>特定共同出資</u>により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした 固定資産及び有価証券に係るものの取得の時にける価額の合計額</p> <p>(注)1</p> <p>2</p>	<p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)</p> <p>46の3 - 7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 法第51条第1項に規定する特定出資により取得した株式(出資を含む。) のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時に ける価額の合計額</p> <p>(注)1</p> <p>2</p>

二十六 第47条 (優良賃貸住宅等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(公募要件に該当する旨を明らかにする書類の書式) 47(1)-9 措置法規則第20条の20第13項本文に規定する公募要件に該当する旨を明らかにする書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p> <p>(自転車駐車場の意義) 47(1)-17措置法令第29条の4第9項各号..... (注).....</p> <p>(昇降機が設置されている建築物の範囲) 47(1)-19 措置法令第29条の4第10項..... (注).....措置法令第29条の4第10項.....</p> <p>(遮音上有効な機能を有する壁の部分の長さの判定) 47(1)-22 措置法令第29条の4第11項第1号.....</p> <p>(空隙の意義) 47(1)-23 措置法規則第20条の20第9項.....</p> <p>(路面の中心からの高さ) 47(1)-24 措置法規則第20条の20第9項.....措置法令第29条の4第11項.....</p> <p>(開放された空地の意義) 47(1)-25 措置法令第29条の4第11項第4号.....</p> <p>(床面積等の意義) 47(2)-1 措置法令第29条の4第1項、第2項、第8項及び第10項に規定する床面積並びに同条第11項.....</p>	<p>(公募要件に該当する旨を明らかにする書類の書式) 47(1)-9 措置法規則第20条の20第11項本文に規定する公募要件に該当する旨を明らかにする書類は、付表の書式による。</p> <p>(自転車駐車場の意義) 47(1)-17措置法令第29条の4第8項各号..... (注).....</p> <p>(昇降機が設置されている建築物の範囲) 47(1)-19 措置法令第29条の4第9項..... (注).....同令第29条の4第9項.....</p> <p>(遮音上有効な機能を有する壁の部分の長さの判定) 47(1)-22 措置法令第29条の4第10項第1号.....</p> <p>(空隙の意義) 47(1)-23 措置法規則第20条の20第7項.....</p> <p>(路面の中心からの高さ) 47(1)-24 措置法規則第20条の20第7項.....措置法令第29条の4第10項.....</p> <p>(開放された空地の意義) 47(1)-25 措置法令第29条の4第10項第4号.....</p> <p>(床面積等の意義) 47(2)-1 措置法令第29条の4第1項、第2項、第7項及び第9項に規定する床面積並びに同条第10項.....</p>

二十七 第49条 (鉱業用坑道等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>(通気坑道及び排水坑道の税務署長の認定)</p> <p>49 - 34 措置法令第29条の6第3項に規定する坑外から掘削される通気坑道又は排水坑道が運搬坑道に転用されないかどうかの判定は、坑口の位置及び直径並びに通気坑道等と坑外施設との関連等を考察して行うべきであるが、法人の採掘計画等により当該坑道が将来運搬坑道に転用されることがなく、かつ、転用されないとの誓約書を提出した場合において、その実行が确实と認められるときは、これを認めるものとし、当該通気坑道等の坑口の所在地の所轄税務署長は、同項の規定により認定した後、当該通気坑道等が運搬坑道に転用された場合及びその後の状況により運搬坑道に転用されることが明らかになった場合には、その認定を取り消し、その認定を取り消した日を含む事業年度以後の各事業年度については、同項の適用はないものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる新增資資源株式等の取得の意義) 55 - 1 措置法第55条第1項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てることができる同条第2項第6号に規定する新增資資源株式等(同号八に規定する資源特定債権を除く。)の取得は、同号イ又はロの規定に該当する取得に限られるのであるから、贈与による取得、代物弁済による取得、資本積立金額の資本組入れによる取得、内国法人である特定法人(同条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。)の行う利益積立金額の資本組入れによる取得、合併による取得又は購入による取得はこれに該当しないが、現物出資による取得又は転換社債の転換による取得はこれに該当する。</p> <p>(積立限度額の計算の基礎となる取得価額) 55 - 2特定株式等(同条第1項に規定する特定株式等をいう。以下同じ。)の取得価額は、.....</p>	<p>(海外投資等損失準備金設定の条件) 55 - 1 法人が各事業年度の指定期間内において措置法第55条第1項の表の第1号から第4号までの上欄に掲げる法人の特定株式等(特定債権等を除く。以下55 - 1において同じ。)を取得した場合において、その取得した特定株式等で取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有しているものの数又は出資の金額は同日における当該特定株式等に係る特定法人の発行済株式の総数又は出資金額に対して10分の1(特定投資法人又は特定海外経済協力投資法人の株式等については100分の1。以下55 - 1及び55 - 17において同じ。)に達しないが、同日において有する当該特定法人の株式等の数又は出資の金額を合計すると10分の1以上となるときは、当該事業年度の指定期間内に取得した特定株式等で同日までに引き続き有しているものについては、海外投資等損失準備金の対象とすることができることに留意する。この場合において、当該特定法人の株式等で当該事業年度において譲渡されたものがあるときは、その譲渡されたものは、その譲渡の都度その直前に有する当該事業年度の指定期間内において取得した特定株式等とその他の株式等とが平均的に成っているものとして取り扱うものとする。</p> <p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる特定株式等の取得の意義) 55 - 2 措置法第55条第1項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てることができる特定株式等(特定債権及び資源特定債権を除く。)の取得は、同条第2項第10号から第13号までの各号の規定に該当する取得に限られるから、贈与による取得、代物弁済による取得、資本積立金額の資本組入れによる取得、内国法人である特定法人の行う利益積立金額の資本組入れによる取得、合併による取得又は購入による取得(同項第11号又は第13号に該当する購入による取得を除く。)はこれに該当しないが、現物出資による取得又は転換社債の転換による取得はこれに該当する。</p> <p>(積立限度額の計算の基礎となる取得価額) 55 - 3特定株式等の取得価額は、.....</p>

(特定株式等の取得の日の判定)

55 - 3 特定株式等の取得が措置法第55条第1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)内にされたものであるかどうかは、……………

(分割払込みをした場合の積立ての時期等)

55 - 4 ……………

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(特定株式等の取得の日の判定)

55 - 4 措置法第55条第1項に規定する特定株式等の取得が同項に規定する指定期間にされたものであるかどうかは、……………

(分割払込みをした場合の積立ての時期等)

55 - 4の2 ……………

(アメリカ合衆国及びその属地の意義)

55 - 4の3 措置法令第32条の2第1項に規定する「アメリカ合衆国及びその属地」には、アメリカ合衆国の各州(コロンビア特別区を含む。)並びにウェーク島、グアム島、ジョンストン島、ナバッサ島、ベーカー島、米領ヴァージン諸島、米領サモア及びミッドウェー諸島のほか、プエルト・リコ及び北マリアナ諸島(グアム島を除く。)が含まれるものとするが、パナマ租借地はこれに含まれないことに留意する。

(専らその事業を新開発地域内において営むことを目的とする法人)

55 - 5 措置法令第32条の2第3項第1号の専らその事業を新開発地域内において営むことを目的とする法人とは、その事業活動のすべてが新開発地域内で行われる法人をいう。この場合において、新開発地域以外の地域内において事業活動を行っているかどうかは、法第141条第1号から第3号までの規定を準用して新開発地域以外の地域内において事業を有することになるかどうかにより判定するものとする。

(注)新開発地域内であれば2以上の国にまたがって事業活動が行われることは差し支えないが、新開発地域以外の地域内において事業活動の一部が行われる法人は、これに該当しない。

(主として租税上の理由により本店又は主たる事務所を設けた法人の意義)

55 - 6 措置法令第32条の2第3項第3号に規定する「主として租税上の理由により本店又は主たる事務所を設けた法人」とは、その本店又は主たる事務所の所在地国が、法人に法人税その他の租税を課さないか又は課すとしても著しく低い課税をすることとなっているため、当該国においては事業活動はほとんど行わないが、名目的に本店又は主たる事務所だけをその国に置いている法人をいうものとする。

(付随事業の例示)

55 - 5 措置法第55条第2項第1号に規定する「これらの事業に付随して行われる事業」には、例えば、資源の探鉱、開発又は採取の事業を営む法人が行うその採油した石油の精製、幹線パイプラインの整備、出荷施設の建設、採掘した鉱産物の精錬又は伐採した木材の合板若しくはパルプの製造の事業が含まれる。

(償還期間の判定)

55 - 6 措置法令第32条の2第7項第2号.....

- (1)
- (2)
- (3)

(廃止)

(海外投資等損失準備金の経理)

55 - 7

(特定法人が2以上ある場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算)

55 - 8措置法第55条第3項又は第4項第1号から第3号まで.....

(株式と貸付金等とがある場合の取崩し)

55 - 9措置法第55条第3項又は第4項第1号から第3号まで.....

(債権の返済等を受けた場合の取崩し)

55 - 10措置法第55条第2項第6号八に規定する資源特定債権.....同項第3号.....

(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)

(付随事業の例示)

55 - 7 措置法第55条第2項第5号に規定する「これらの事業に付随して行われる事業」には、例えば、資源の探鉱、開発又は採取の事業を営む法人が行うその採油した石油の精製、採掘した鉱産物の精錬又は伐採した木材の合板若しくはパルプの製造の事業が含まれる。

(償還期間の判定)

55 - 8 措置法令第32条の2第12項及び第16項第2号.....

- (1)
- (2)
- (3)

(議決権のない株式がある場合の特定法人株式等保有割合の計算)

55 - 8の2 措置法第55条第2項第14号に規定する「株式」及び「発行済株式」には、議決権のない株式が含まれる。

(海外投資等損失準備金の経理)

55 - 9

(特定法人が2以上ある場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算)

55 - 10措置法第55条第3項又は第4項第1号から第5号まで.....

(株式と貸付金等とがある場合の取崩し)

55 - 11措置法第55条第3項又は第4項第1号から第5号まで.....

(債権の返済等を受けた場合の取崩し)

55 - 12特定債権又は資源特定債権.....同項第5号.....

(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)

55 - 11 海外投資等損失準備金を積み立てている法人が、.....措置
法第55条第4項第3号.....

(評価減の額の区分)

55 - 12

(特定法人の株式等の評価減を否認した場合の海外投資等損失準備金の特例)

55 - 13措置法第55条第4項第3号.....

(海外投資等損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減)

55 - 14措置法第55条第4項第3号.....

(特定法人が合併した場合)

55 - 15 海外投資等損失準備金の設定の基礎とした特定株式等に係る特定法人
が合併により解散した場合には、措置法第55条第4項第2号かっこ書の規定
により当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額は取り崩すことを要
しないのであるが、当該合併法人が特定法人でないときは同項第2号の規定
により海外投資等損失準備金の金額を取り崩すこととなることに留意する。

(換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し)

55 - 16同条第2項第6号八.....

(特定海外債権の金額の円換算)

55 - 1755 - 17.....

55 - 13 海外投資等損失準備金を設けている法人が、.....措置法第
55条第4項第5号.....

(評価減の額の区分)

55 - 14

(特定法人の株式等の評価減を否認した場合の海外投資等損失準備金の特例)

55 - 15措置法第55条第4項第5号.....

(海外投資等損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減)

55 - 16措置法第55条第4項第5号.....

(特定法人が合併した場合)

55 - 17 海外投資等損失準備金の設定の基礎とした特定株式等に係る特定法人
が合併により解散した場合には、措置法第55条第4項第4号かっこ書の規定
により当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額は取り崩すことを要
しないのであるが、当該合併法人が特定法人でないときは同項第4号の規定
により、また、当該合併法人が同条第1項の表の第1号から第4号までに掲
げる特定法人である場合においてその合併により交付を受けた株式の数又は
出資の金額が当該特定法人の発行済株式の総数又は出資金額の10分の1未満
となったときは同条第4項第2号の規定により、それぞれ海外投資等損失準
備金の金額を取り崩すこととなることに留意する。

(換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し)

55 - 18同条第2項第10号八又は第12号八.....

(特定海外債権の金額の円換算)

55 - 1955 - 19.....

二十九 第55条の3 (自由貿易地域投資損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱いの準用) 55の3 - 155 - 1から55 - 3まで、55 - 7、55 - 8及び55 - 11から55 - 14まで.....	(海外投資等損失準備金の取扱いの準用) 55の3 - 155 - 2から55 - 4まで、55 - 9、55 - 10及び55 - 13から55 - 16まで.....

三十 第55条の4 (創業中小企業投資損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱いの準用) 55の4 - 255 - 7、55 - 8及び55 - 11から55 - 14まで.....	(海外投資等損失準備金の取扱いの準用) 55の4 - 255 - 9、55 - 10及び55 - 13から55 - 16まで.....

三十一 旧第55条の6 (海洋油田・ガス田廃鉱準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>第55条の6 (海洋油田・ガス田廃鉱準備金) 関係</p> <p>(石油等の採掘の事業を営む法人の範囲)</p> <p>55の6 - 1 措置法第55条の6第1項に規定する「石油又は可燃性天然ガスの採掘の事業を営むもの」には、鉱業法による鉱業権者又は租鉱権者として当該採掘事業を営む法人のほか、鉱業権者又は租鉱権者として登録は受けていないが、鉱業権者又租鉱権者である者との契約に基づいて当該採掘事業の経営に関する費用及び損失を負担し、採掘された石油又は可燃性天然ガス(当該鉱物に係る収益を含む。)の配分を受けることとしているため、実質的に自ら当該採掘事業を営んでいると認められる法人が含まれるものとする。</p> <p>(廃鉱費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6 - 2 措置法第55条の6の規定により海洋油田・ガス田廃鉱準備金を積み立てている法人において、当該準備金の各事業年度に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第32条の7第3項第1号に掲げる「廃鉱費用の見積額」又は同項第2号に掲げる「採掘予定数量」について異動が生じた場合には、その異動が生じた日の属する事業年度以後の各事業年度の積立限度額は、その異動後の金額及び数量を基礎として計算するものとする。</p> <p>(注)「廃鉱費用の見積額」に異動が生じた日とは、その異動後の金額について、措置法規則第21条の4第1項に規定する認定を受けた日をいう。</p>

三十二 第55条の6 (特定災害防止準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第55条の6 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6 - 1 措置法第55条の6第1項の表の第1号..... (注)</p> <p>(最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6 - 2 措置法第55条の6第1項の表の第2号..... (注)</p> <p>(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6 - 3 措置法第55条の6第1項の表の第3号..... (注)</p>	<p>第55条の7 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の7 - 1 措置法第55条の7第1項の表の第1号..... (注)</p> <p>(最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の7 - 2 措置法第55条の7第1項の表の第2号..... (注)</p> <p>(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の7 - 3 措置法第55条の7第1項の表の第3号..... (注)</p>